

令和3年度東紀州環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

当組合の職員は、地方自治法第252条の17の規定による組合を構成する尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町からの派遣職員であり、派遣元の市町と組合との身分を併任しています。

(1) 職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		令和3年度
職員数	派遣元	尾鷲市 1人
		熊野市 1人
		紀北町 1人
		御浜町 1人
		紀宝町 1人
総 数		5人

(2) 職員の任免の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区 分	併任発令者数
人 数	5人

(3) 職別人数（令和3年4月1日現在）

職 名	人 数
事務局 長	1人
事務局次長	1人
係 長	2人
主 任	1人
合 計	5人

第2 職員の給与の状況

(1) 一般職員の給与の状況

派遣されている職員の給与は、派遣元の市町から支給されていますがその支給された人件費分を当組合から派遣元の市町へ負担金として支払っています。

令和3年度派遣職員人件費負担金額	37,076,652円
------------------	-------------

(2) 特別職の報酬の状況

区 分		報 酬 額
管 理 者		年額 40,000円
副管理者		年額 30,000円
議 会	議 長	年額 17,000円
	副議長	年額 14,000円
	議 員	年額 13,000円
監査委員	識見者	日額 6,000円
	議員選出	日額 3,000円
情報公開・個人情報 保護審査会委員		日額 10,000円
行政不服審査会委員		日額 10,000円

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和3年）

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
192日	69日	5人	13.8日	35.94%

(3) 休暇等の種類

区 分	内 容
年次有給休暇	1暦年20日(残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができる。)
病気休暇	任命権者が療養を必要と認めたときは、必要な期間(90日以内)について有給
介護休暇(無給)	配偶者、父母等の介護のため、介護を必要とする一の要介護状態ごとに、3回以下かつ合計6か月以下の範囲内

○特別休暇

種 類	内 容
選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要な期間
証人等としての裁判所等への出頭	その都度必要な期間
骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	その都度必要な期間
ボランティア休暇（災害・福祉等）	1暦年で5日の必要な期間
結婚休暇	連続5日の範囲内の期間
産前産後休暇	産後6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間
育児時間休暇	生後1年未満の子への授乳等を行う場合、1日2回、各30分以内
妻の出産に伴う休暇	妻の出産の入院付添い等の場合、2日の範囲内の期間
子の養育のための休暇	妻の産前産後中に小学校就学前の子を養育する場合、5日の範囲内の期間
子の看護のための休暇	小学校就学前の子の看護をする場合、1暦年で5日の範囲内の期間
短期介護休暇	要介護者の介護・世話をを行う場合、1暦年で5日の範囲内の期間
忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、兄弟姉妹等3日など
父母の祭日（15年以内の法要等）	1日の範囲内の期間
夏季休暇（盆等の諸行事や健康増進）	盆等の諸行事や健康増進等の行事を行う場合、原則として連続する3日の範囲内の期間
災害による住居の滅失及び損壊	7日の範囲内の期間
災害等による出勤が困難な場合	その都度必要な期間
災害時の出退勤途上の危険回避	その都度必要な期間

（4）育児休業等の取得状況（令和3年）

区 分	男	女	計
育児休業	一人	一人	一人
育児短時間勤務	一人	一人	一人

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、公務能力の維持向上を図る目的としています。

なお、令和3年度における処分該当者はいませんでした。

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うためにされる処分であり、公務における規律と秩序の維持を目的としています。

なお、令和3年度における処分該当者はいませんでした。

第5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたり全力を挙げて専念しなければなりません。このため、職員にはさまざまな義務や制限が課されています。

なお、令和3年度におけるサービス違反該当者はいませんでした。

また、営利企業等への従事許可はありませんでした。

区 分	内 容
命令に従う義務	職員は、法令に従い、上司の命令に従わなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。
政治的行為の制限	職員は、政治活動等に関与してはならない。
争議行為の禁止	職員は、ストライキ等をしてはならない。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

第6 職員の退職管理の状況

派遣元の市町の規程に基づいた取り扱いとしています。

第7 職員の勤務成績の評定の状況

派遣元の市町の規程に基づいた取り扱いとしています。

第8 職員の研修の状況

派遣元の市町や三重県市町総合事務組合等が実施する研修に参加しています。

第9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉

職員の相互共済及び福利増進等を目的とした福利厚生制度及び共済組合制度等の諸制度については、派遣元の市町の制度に加入しています。

(2) 安全衛生管理

職員の健康の保持にあたっては、派遣元の市町が実施する健康診断等を受診しています。

(3) 公務災害補償

公務上又は通勤途上の災害を受けた職員には地方公務員災害補償法に基づく療養補償、休業補償等を行います。

なお、令和3年度に該当する事例はありませんでした。

(4) 公平委員会に関すること

職員は、公平委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関して苦情の申出や相談をすることができます。当組合は、県内の市町、一部事務組合及び広域連合が共同設置している三重県市町公平委員会に加入しています。

令和3年度における勤務条件に関する措置要求事案及び不利益処分に関する不服申立て事案はありませんでした。